

学校いじめ防止基本方針（平成31年1月改定）

「いじめ防止対策推進法」に関する学校としての対応

市川三郷町立六郷小学校

I いじめについて 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめによる影響
- 3 いじめの態様＝人権侵害・犯罪行為
- 4 いじめの構造
- 5 最近のいじめの特徴

（①いじめは見えにくい、②いじめの立場が逆転、③インターネットや携帯電話を悪用）

II 基本方針 2

- 1 いじめに対する基本認識
- 2 未然防止に向けて
- 3 早期発見に向けて
- 4 早期解消に向けて

III 学校における具体的な取組 3

- 1 未然防止に向けて
- 2 早期発見に向けて
- 3 いじめに対する措置

IV 重大事態への対処 7

- 1 重大事態とは
- 2 事実関係を明確にするための調査を必ず行う場合
- 3 重大事態発生時の学校がとるべき対応

V その他の留意事項 8

- 1 児童への配慮事項
- 2 組織的な指導体制
- 3 教職員の研修や情報交換の場の充実
- 4 学校評価と人事評価
- 5 地域や家庭との連携

VI いじめ防止指導計画 9

- 1 会議等
- 2 行事等
- 3 調査等
- 4 教育相談等

I いじめについて

1 いじめの定義

児童等が、一定の人的関係にある他の者から、心理的又は物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。**けんかや悪ふざけであっても見えないところで発生している場合があるので、被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。**

2 いじめによる影響

- ① 児童等の、教育を受ける権利を著しく侵害する。
- ② 児童等の、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。
- ③ 児童等の、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

3 いじめの態様＝人権侵害・犯罪行為

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言う。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をする。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ④ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- ⑤ 金品をたかる。
- ⑥ 金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをする。
- ⑨ その他

4 いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が助長することもある。

観衆：いじめをはやし立て、おもしろがっている者のこと

傍観者：見て見ぬふりをしている者のこと

5 最近のいじめの特徴

- ① いじめは見えにくい。

教職員にわかるようにいじめをすることはなく、深刻になればなるほど周りには見えにくい。様々な方法を使って、見えにくいいじめを早期に発見する必要がある。休み時間や給食・清掃の時間の観察（表情・会話・雰囲気・言葉遣い等）

- ② いじめの立場が逆転。

いじめられた子がいじめる側になることがある。また、いじめていればいじめられないという心理も働く。解決しても安心せず、継続した観察が必要である。

- ③ インターネットや携帯電話を悪用。

家庭・学校が連携し、指導をしていく必要がある。掲示板、ブログへの心ない書き込みがいじめの問題につながる。**匿名性が高く、名誉毀損や侮辱罪、損害賠償の対象になる。**

Ⅱ 基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・体験活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 障害を持つ児童や海外から帰国した児童など特に配慮が必要な児童に対して適切な支援を行う。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協調して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、学びノート、個別面談 等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、日常の観察 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問、PTAの会議 等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (2) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (3) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (5) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

Ⅲ 学校における具体的な取組

1 未然防止に向けて

(1) いじめ問題対応組織の確立

- ・校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭等による，いじめ問題対応組織を確立し，いじめの未然防止のための方策を検討するとともに，いじめ発生時において適切かつ迅速な対応がとれるよう協議する。

(2) 教職員の共通理解と組織的対応

- ・いじめの態様や特質，未然防止の方策やいじめ発生時の対応等，校内研修や職員会議で周知を図り，教職員全員の共通理解を図る。
- ・一部の教職員が抱え込むのではなく，いじめ問題対応組織で情報を共有し，組織的に対応することが可能となるよう，報告・連絡・相談に努める。

(3) 信頼できる関係づくりと規律ある学校生活

- ・児童が，友だちや教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような，授業づくり，集団づくり，学校づくりを行う。
- ・全校集会や学級活動などで，いじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(4) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自他の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や，自分の言動の与える影響を判断して行動できる力など，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(5) ストレスに対応できる力や方法の指導

- ・いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。また，学級の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。それに加え，ストレスを感じた場合でも，運動やスポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育てていく。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感が高められるよう努める。その際，学校だけでなく，家庭や地域の人々などにも協力を求めていくこと

で、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、様々な体験活動を設け、効果的に活用していく。

(7) 児童自らがいじめについて学び、取り組む活動の充実

- ・児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進(児童会等によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など)する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを理解させる。また、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを伝える。
- ・児童会としていじめの防止に取り組む際、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、職員はそれらをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

(8) 相談を受けられる体制づくり

- ・児童・教職員・保護者が日頃から悩み事などを、スクールカウンセラーによる教育相談を受けることができる体制を整える。カウンセラー来校日を児童や保護者に明示すると同時に、養護教諭を中心にして教育相談の日程を調整する。

2 早期発見に向けて

(1) 早期発見に向けての留意点

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。

(2) 日常の取り組みと保護者との連携

- ・年4回実施するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したりするよう努める。
- ・家庭との信頼関係を築き、電話や直接対話、個人面談や家庭訪問の機会の活用など、情報を共有し連携しながら問題に対応できるよう努める。

(3) 教育相談の体制づくり

- ・児童・保護者・教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備する。スクールカウンセラーによる教育相談について周知していく。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、取扱いに留意し、適切に扱う。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを発見したり通報を受けたりしたとき

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。そして、いじめ問題対応組織に直ちに連絡して情報を共有できるようにする。
- ・通報を受けた教職員は、特定の教職員で抱え込まず、上記と同様に、いじめ問題対応組織に直ちに連絡する。
- ・いじめ問題対応組織は、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うだけではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった際は、真摯に傾聴する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、担任は被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) 警察署との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、鯉沢警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・家庭訪問や電話等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、可能な限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じていじめた児童の出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー・教員経験者・警察官経験者など専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてＳＣ・教員経験者・警察官経験者などの専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、児童の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考える。

(5) いじめの解消

- ・ いじめは単に謝罪をもって解消とすることはできず、次の二つの要件が満たされることが必要となる。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
この期間は、少なくとも３ヶ月を目安とし、これらの要件が満たされているか否かを慎重に判断して、解消とされる。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ・ いじめが「解消している」状態になっても、一時的な可能性があり、再発する可能性もありうることの踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶していく態度を行き渡らせる。
- ・ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ・ 障害を持つ児童や海外から帰国した児童など特に配慮が必要な児童に対して適切な支援を行うと共に周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。

(7) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鰐沢警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・ 名誉毀損や侮辱罪、損害賠償の対象になり、重大な人権侵害に当たること。
個人だけでなく、学校や地域社会までに大きな被害を与える可能性があることを周知させ、定期的に学習会を開催する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) 児童の生命・心身または財産に重要な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - ・ 年間30日間の欠席を目安
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手

2 事実関係を明確にするための調査を必ず行う場合

- (1) 重大事態が発生したとき
- (2) 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき

3 重大事態発生時の学校がとるべき対応

- (1) 学校設置者に、重大事態の発生を報告する。

(2) 学校が主体として調査を進める

- ・学校に調査組織を設置する。公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合、その児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

V その他の留意事項

1 児童への配慮事項

- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものであり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、発達障害のある児童については適切に理解した上で、指導に当たる。

2 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力する体制を確立する。
- ・学校におけるいじめ防止対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処について、平素から全ての教職員で共通理解を図っておく。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー・弁護士・警察署など、専門家等に協力を求め、より実効的ないじめの問題の解決につなげていく。

3 教職員の研修や情報交換の場の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・教職員の指導力を高めるために、年4回実施するいじめアンケート調査結果を詳細に分析し、具体的な指導や対策に生かしておく。
- ・インターネットを通して行われるいじめの防止のために、ネットいじめに関する学習会を開催したり、情報モラルの徹底を図るための研究を推進したりする。
- ・定例の職員会議において、情報を共有できるよう生徒指導上の情報交換の場を設定する。

4 学校評価と人事評価

- ・学校評価においては、いじめの有無ではなく、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・人事評価においては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通して家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

VI いじめ防止指導計画

1 会議等

(4月) 学校いじめ防止基本方針の確認

いじめ防止対策組織の設置

P T A総会の折に、学校基本方針と氏名・写真の記載（個人情報）、情報機器の取扱について保護者への啓発

(8月) いじめ防止に関する教職員研修の開催

(毎月) 職員会議にて、生徒指導の情報交換

いじめ防止対策会議（校内委員会）の開催

2 行事等

(5月) 「人権の花」運動

(1月) 人権教室

(2月) 情報機器取扱についての学習会

3 調査等

(4月) 児童いじめアンケート実施

(7月) 児童いじめアンケート実施

(12月) 児童いじめアンケート実施

(1月) 児童・保護者学校評価アンケート実施

(3月) 児童いじめアンケート実施

4 教育相談等

(毎月) 心の教室相談員（スクールカウンセラー）による教育相談を実施

(適宜) 要請スクールカウンセラーによる教育相談を実施

参考文献

- (1) いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行
- (2) 文部科学省 「いじめ防止等のための基本的な方針」 平成25年10月11日
- (3) 文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
- (4) 山梨県 「いじめ防止等のための基本的な方針」 平成26年3月
- (5) 「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」の改定版 平成26年7月
- (6) 「不登校重大事態に係わる調査の指針」 平成28年3月
- (7) 文部科学省 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定版, 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月
- (8) 山梨県 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定版 平成30年9月
- (9) 市川三郷町 「いじめ防止基本方針」の改定版 平成31年3月